

Iーレジリエンス株式会社との契約等にあたっての注意事項

Iーレジリエンス株式会社では、公的研究費の適正な運営・管理に取り組んでいます。不正な取引を排除するため、以下のとおり定めておりますので、取引先の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 公的研究費の不正使用とは

公的研究費の不正使用とは、実体を伴わない虚偽の書類（架空取引・架空請求）を作成し、実態があったものとして財団に提出し、不正に研究費を支出させる以下の行為です。

(1) 預け金

取引業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を取引業者に管理させる行為

(2) 書類の書換え（差換え、品替え、品転）

取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

(3) 期ずれ

過年度に納品となっている物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為

(4) その他虚偽の書類を作成し、不正に支払いを受ける行為

2. 公的研究費の不正使用に対する処分

取引業者が公的研究費の不正使用に関わる不正な取引に関与した場合は、1ヶ月以上9ヶ月以内の期間、取引停止等の措置を講じます。また、極めて悪質な事由、又は極めて重大な結果を生じさせた事案の場合は、9ヶ月を超える期間、取引停止等の措置を講ずる場合があります。

3. 誓約書の提出について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科部科学大臣決定）」に基づき、一定の取引実績（年間取引額が30万円以上且つ複数回の取引があることを目安）や不正リスク要因・実効性等を考慮し選定した取引業者には、弊社の不正対策に関する方針、規程等を周知の上、誓約書（別紙1）を提出していただきます。

4. 公的研究費不正使用に関する通報窓口

弊社社員等から架空発注や虚偽の書類の作成、不正と思われる取引の相談、要請等があった場合は、速やかに不正使用等に関する通報窓口（ホームページに記載）に連絡してください。

I-レジリエンス株式会社
代表取締役社長 小林 誠 殿

I-レジリエンス株式会社との取引に関する誓約書

当社は、貴社への物品等の納入について以下のとおり誓約します。

1. 貴社の公的研究費による研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴社規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義ありません。
4. 貴社の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

住 所：

社 名：

代表者名：

Ⓜ